

## 別添1

### 事業者のサイバー事案対処能力の向上業務企画提案募集仕様書

#### 1 目的

昨今の全国的なランサムウェア感染被害の多発を受け、青森県内に所在する事業者のサイバーセキュリティに対する意識の向上、事案発生時の対処方法の普及啓発、情報共有の推進などにより、事業者のサイバー事案に対する対処能力の向上を図ることを目的とする。

#### 2 委託業務内容

##### (1) 実施内容

契約期間内に、青森県警察本部が指定する各地域を対象として、本業務の目的に沿ったセミナーを実施すること。

##### (2) 指定地域

八戸市、十和田市、むつ市を中心とした周辺市町村を含む地域を対象として開催することとし、会場については青森県警察本部と協議のうえ受託者が確保すること。

##### (3) 受講者

対象地域の民間企業・各種団体の経営者、役員、システム担当者等とし、受講者の募集は受託者において行うこと。なお、業務において取得する個人情報の管理にあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

##### (4) 講師

セミナー実施に必要なスキルを有する講師を受託者において選定のうえ、配置すること。

##### (5) 実施時間

3に示す「基礎編」及び「応用編」を、それぞれおおむね半日程度で実施すること。

##### (6) アンケートの実施

理解度に関する受講者アンケートを作成のうえ実施、集計し、青森県警察本部が指定する期日までに報告を行うこと。

#### 3 セミナー内容

セキュリティ対策を基礎から学ぶ人を主な対象とする「基礎編」、及び基礎知識がある人を対象に実践的な対応要領を身につけることを目的とする「応用編」の2種類とし、次の項目を盛り込んだ20から30企業、30名程度の受講者を想定したセミナーとする。

##### (1) 基礎編

ア サイバーセキュリティの現状について

イ セキュリティ対策のポイント

ウ 被害発生時の基本的対応について

## (2) 応用編

- ア ランサムウェアの現状と平時にしておくべき対策について
- イ 被害発生時の具体的な対応方法について
- ウ 事業継続ワークショップ
  - (ア) ランサムウェア感染時の被害軽減から復旧まで
  - (イ) 業務継続の為の対応実務

## 4 その他

- (1) 提案者は、本業務の目的に対してより効果的と思われる場合は、本仕様書の一部変更、追加について提案することができる。
- (2) セミナーの内容の詳細及び時間配分、各編の実施スケジュール（同日・別日での開催など）については、別途協議するものとする。
- (3) セミナーで使用する各種資料、資機材については原則として受託者において準備するものとし、提案価格に含むこと。
- (4) 受託者は、事故又は大幅な遅延等、本業務の遂行に支障が生じた場合、若しくは生じるおそれがあると認める場合は、速やかに青森県警察本部に報告し、指示を受けること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、青森県警察本部及び受託者がその都度協議することとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

### (適正な取得)

第3 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

### (安全管理)

第4 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (作業場所の特定等)

第5 受託者は、受託者の（又は「委託者の」）〇〇〇事務所内△△△室において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受託者は、委託者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために委託者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第6 受託者は、委託者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複製の禁止)

第7 受託者は、委託者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又はこれに類する行為をしてはならない。

### (再委託の禁止)

第8 受託者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、委託者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

2 前項の承認があり、同項の処理を再委託する場合は、受託者は再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

### (資料等の返還等)

第9 受託者は、この契約による事務を実施するために委託者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知等)

- 第 10 受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。
- 2 受託者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に従事中及び従事後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記するものとする。

(実地調査の受入れ)

- 第 11 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、委託者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

- 第 12 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

注 委託事務の内容に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を削除するものとする。